

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という）第7条第1項の土砂災害警戒区域又は法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という）の指定に当たり、法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第71号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(連絡調整会議)

第2条 県は、土砂災害警戒区域等の指定を円滑に進めるため、関係市町と連絡調整会議を開催するものとする。

2 連絡調整会議は、次の各号に掲げるときに、各号に掲げる事項を協議又は報告するものとする。

(1) 法第4条第1項の基礎調査の実施前

調査の対象地区、調査の周知方法

(2) 基礎調査の実施後

調査結果、指定の案、指定の案の周知方法、説明会の開催方法

(3) 第5条第1項の意見書の受付け後

意見等の要旨、意見等に対する県の考え方

(関係市町への意見聴取等)

第3条 知事は、次条第1項の公告をする前に、法第7条第3項又は法第9条第3項の規定に基づき、関係市町の長に意見を聴くものとする。

(指定の案の閲覧等)

第4条 知事は、土砂災害警戒区域等を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、当該指定区域の指定の案を、一般の閲覧に供するものとする。

2 前項の公告は、次に掲げる事項について、県公報に登載して行うものとする。

(1) 指定しようとする区域の名称

(2) 法第7条第4項又は法第9条第4項で定める事項

(3) 指定の案の閲覧期間

(4) 指定の案の閲覧場所

(5) 意見書に関する事項（様式、提出先、提出期限、提出された意見等の要旨及びこれに対する県の考え方を公表する旨、公表開始期限）

3 第1項の閲覧は、同項の公告の日から周知期間をおいて供することを開始し、開始する日の翌日から起算して2週間、法第7条第5項又は法第9条第5項の送付図書と同様の事項を記載した図書をもって行うものとする。

4 知事は、関係市町の長に閲覧場所の提供を依頼するものとする。

(意見書の提出)

第5条 知事は、前条第1項の公告をしたときは、同条第2項第3号の閲覧期間が満了す

る日まで、当該指定区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者から意見書を受付けるものとする。

2 前項の規定による意見書の様式は、様式第1号のとおりとする。

3 第1項の意見書の提出部数は、正本1部とする。

(説明会の開催)

第6条 県は、関係市町と協力して、個別対応の説明会（オープンハウス方式を標準とする）を開催するものとする。ただし、第2条第2項第2号の連絡調整会議において、個別対応の説明会の代替手段を講じることとした場合は、この限りでない。

2 前項の説明会は、第4条1項の公告の日から同条第2項第3号の閲覧期間が満了する日までの間に行うものとし、日程及び場所を県ホームページへの掲載等により周知するものとする。

(意見の公表等)

第7条 知事は、第5条第1項の意見書の提出があったときは、意見等の要旨及びこれに対する県の考え方を公表するものとする。ただし、意見書の内容が、単なる賛否のみの表明に係るもの、指定の案に関連のないもの、記載すべき事項に記入もれがあるもの、公表することにより個人又は法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、公表しないことができるものとする。

2 知事は、第5条第1項の意見書の提出があったときは、関係市町の長に、意見等の要旨及びこれに対する県の考え方を通知し、併せて意見書の写しを提供するものとする。

3 知事は、第5条第1項の意見書の提出がなかったときは、その旨を公表し、関係市町の長にその旨を通知するものとする。

4 第1項及び第3項の公表は、第4条第2項第3号の閲覧期間が満了する日の翌日から起算して60日以内に、同条同項第4号の閲覧場所において一般の閲覧に供すること及び県ホームページに掲載することにより行うものとする。

5 第1項及び第3項の公表の期間は、前項の公表の日の翌日から起算して6か月を経過する日までとする。

(指定の日)

第8条 土砂災害警戒区域等の指定は、第4条第2項第5号の公表開始期限の日の翌日以降の日とする。

(期限の特例)

第9条 この要領で定める期限が県の休日に当たるときは、県の休日の翌日をもってその期限とみなす。

(要領の公表)

第10条 この要領は、県ホームページへの掲載により公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に、法第4条第1項の規定に基づく基礎調査に着手している区域の指定の案については、適用しない。

意見書

平成 年 月 日

兵庫県知事 様

提出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） ー 番

区域との関係（該当項目に○をつけてください。）

- ・ 土地の所有者
- ・ 土地の管理者
- ・ 土地の占有者
- ・ 建築物の所有者
- ・ 建築物の管理者
- ・ 建築物の占有者

意見書の要旨（住所、氏名、電話番号、区域との関係を除く）が公表されること及び関係市町へ写しが提供されることに同意の上、提出します。

- 1 区域の名称
- 2 区域の別（該当項目に○をつけてください。）
 - ・ 土砂災害警戒区域
 - ・ 土砂災害特別警戒区域
- 3 意見の内容

- 4 意見の理由

<注意事項>

- 1 この意見書は、区域内の土地、建築物の所有者、管理者又は占有者に限り提出することができます。
- 2 後日、ご意見の要旨及びこれに対する県の考え方を県ホームページ等で公表します。個別には回答しませんので、ご了承ください。
- 3 単なる賛否のみの表明に係るもの、指定の案に関連のないもの、記入もれがあるものなどについては、公表しないことがあります。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領 フロー図

県独自手続

